

各 位

阿蘇市長 佐藤 義興

令和4年度「阿蘇市移住定住促進パンフレット作成業務委託」に係る技術
提案書の募集について

本市では、市内の生活環境や制度についてのリアルな情報をより広く発信すること、
加えて、TSMCの進出やコロナ禍の入国規制緩和により外国人の交流人口・関係人口も
増加することが想定されるため、英語・台湾語の2カ国で多言語化し、外国人の定住、
多文化共生のまちづくり推進においても活用することを目的とした、移住定住促進パン
フレットを作成します。

つきましては、下記のとおり当該業務を委託することとし、業務内容に係る技術提案
の募集を行いますので、参加を希望される場合は、募集概要及び業務仕様書をご確認の
うえ、提出意思確認書及び技術提案書を提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1) 参加の意志がある場合には、「提出意思確認書」を令和4年12月26日(月)まで
に提出してください。
- 2) 質問事項については、募集概要に記載された方法により行ってください。
- 3) 技術提案書は、募集概要に記載された方法により令和5年1月5日(木)まで
に提出してください。

■連絡先
阿蘇市経済部観光課
担 当：兒 玉
TEL：0967-22-3318
FAX：0967-22-4566
E mail：natsuko-k@city.aso.lg.jp

令和4年度「阿蘇市移住定住促進パンフレット作成業務委託」に関する技術提案書の募集概要

1. 業務の概要

1) 業務の目的、業務内容、履行期間
別紙仕様書のとおり

2) 業務実施上の条件

①予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

■ 技術者資格

以下の技術者資格を有する者とします。

管理技術者：技術士または同等の知識能力を有する者

■ 同種または類似業務の実績

管理技術者：下記に示す同種または類似業務1件以上の実績を有する者

担当技術者：下記に示す同種または類似業務1件以上の実績を有する者

■ 手持ち業務量

令和4年12月1日現在の手持ち業務量

管理技術者：(5百万円以上の)業務が10件未満である者

担当技術者：(5百万円以上の)業務が10件未満である者

②業務を円滑に進めるため、阿蘇市と密接に連携を保ち進めるものとし、業務打合せには管理技術者が原則出席するものとします。

③成果品(報告書)

別紙仕様書のとおり

2. 技術提案書の作成および記載上の留意事項

1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別紙(様式-1~7、A4版)とします。また、別途参考資料等あれば添付をお願いします。

2) 業務量の目安

本業務の規模は、3,000千円程度(消費税相当額含む)を想定しています。

3) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出してください。ただし、その取扱は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価事項として用います。

4) 作成に用いる言語

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとします。

3. 技術提案書等の提出方法、提出先における提出期限

1) 技術提案書の提出意志確認書

① 提出方法：1部を持参または郵送もしくは電送するものとします。

② 提出先：阿蘇市経済部まちづくり課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL 0967-22-3318
FAX 0967-22-4566

③ 提出期限：令和4年12月26日（月）午後5時までとします。

2) 技術提案書

① 提出方法：1部を持参または郵送もしくは電送するものとします。

② 提出先：阿蘇市経済部まちづくり課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL 0967-22-3318
FAX 0967-22-4566

③ 提出期限：令和5年1月5日（木）午後5時までとします。

4. 募集概要の内容についての質問の受付及び回答

質問は、持参、郵送、電送のいずれかの方法で上記3の提出先宛にお願いします。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとします。

評価項目	評価の着目点
予定技術者の経験及び業務実施能力	1) 管理技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
	1) 担当技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
業務実施方針及び手法	1) 業務内容の理解度 2) 業務実施方針の妥当性 3) 業務実施手法の妥当性
見積額の妥当性	1) 実施方針及び実施手法に伴う見積額の妥当性 2) 低コスト化の実現可能性

- 2) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知します。
- 3) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知します。

6. 特定事業者との契約締結

技術提案書の提出後、令和5年1月5日(木)以降に、ヒアリング審査会を実施し、受託者を特定したのち、令和5年1月上旬に契約の締結を予定します。

7. その他の留意事項

- 1) 技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- 2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とします。
- 3) 特定された場合には、その著作権等一切の権利は、阿蘇カルデラツーリズム推進協議会(事務局:阿蘇市)に帰属するものとします。
- 4) 特定されなかった場合には、提出された技術提案書は返却しません。なお、提出された技術提案書は、提出者に対して無断での使用はしません。
- 5) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更しないでください。ただしやむを得ない事情による場合はこの限りではありません。